

諮問番号：個人情報保護諮問第15号

答申番号：川情審査個情答申第11号

答申書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和4年4月26日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和4年3月22日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「生活福祉課のケースワーカーが2019年4月以降～現在（2022年3月22日）までの記録した書類（請求者に関わる一切の文書）」の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、令和4年4月26日付け（川社生福2収第466号）で、請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容を「2019年4月以降から2022年3月22日までの請求者に関わる一切の文書」と特定し、開示しない部分を「調査・訪問記録に関する一部」、開示しない理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」として、上記開示しない部分以外の部分を開示する部分開示決定を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し非開示箇所の開示を求め、令和4年5月25日付けで審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和4年9月7日、条例第30条第1項に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人は、審査請求の理由として、「私のケース記録について黒塗りではどのようなやりとりがあったのか不明なため。」と述べ、部分開示決定における非開示箇所の開示を求めた。
- 2 実施機関は、令和4年9月7日付け弁明書を提出して、本件審査請求を棄却することを求め、処分の理由（開示しない理由）として、「条例第16条第3号に規定する、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」と主張した。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年9月12日	書面審査
令和4年10月18日	実施機関からの意見聴取
令和4年12月6日	書面審査
令和5年4月5日	請求人による口頭意見陳述
令和5年6月29日	書面審査
令和5年8月21日	書面審査
令和5年10月23日	書面審査

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、部分開示決定についての不開示理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」と主張するが、これは、条例第16条第3号の文言をほぼそのまま引用して記載したものにすぎず、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断根拠が具体的に示されていない。

したがって、実施機関が述べる不開示理由は、開示請求者と当該開示請求者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別に検討・判断した根拠の明示が不十分なものであると言わざるを得ない。

- 2 当審査会において、実施機関が不開示とした部分の情報（以下「本件不開示情報」という。）を職権で検分したところによれば、本件不開示情報には、実施機関の職員が請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けた情報及び実施機関の職員が聴取し若しくは任意に提供を受けた相手方である請求人以外の者の氏名等に関する情報が含まれていることが判明した。
- 3 そうすると、本件不開示情報は、第三者に開示されることを前提として請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けたものではないから、当該情報を開示すると、当該請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、条例第16条第3号に該当するということができる。

- 4 よって、本件部分開示決定は、結果として妥当であるということができるから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年11月20日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊